

平成 20 年度第 1 回機構営事業等再評価第三者委員会 議事録
農用地総合整備事業 郡山区域

日時：平成 20 年 6 月 13 日（金）14:50～16:50
場所：福島県郡山市郡山建設事業所会議室
出席者：別紙

【事務局】

定刻を過ぎましたが、これから機構営事業等再評価第三者委員会郡山区域の意見交換会を始めたいと思います。

今日はどうも現地調査、お疲れさまでした。

最初に、農林水産省を代表して、事業計画課の事業総合調整室長より一言ごあいさつを申し上げます。

【事業総合調整室長】

本日は郡山区域の第 1 回第三者委員会ということでご参集いただき、また、現地調査を行っていただきまして、本当にありがとうございました。

本区域については、再評価という位置づけですが、工事着手後 5 年毎に再評価を行うようになっており、第 1 回目の再評価です。

事業計画については、後ほど説明がありますが、計画変更を予定しています。変更の要件は決まっており、工事費の 10% 以上の変更等いろいろ要件がありますが、その要件に該当しているので、事業計画の変更を予定しているのですが、今回の再評価の結果を受けて、事業継続になりましたら事業計画変更の手続きを行いたいと考えています。

また、生産性も低いところで事業を実施して、農業が続けられるのかというご意見もあります。ただ、農林水産省としては、やはり耕作放棄地を何としても増やさない、あるいは将来的に解消していく、あるいは、多面的な機能を何としても保全していくために、農地の整備をしっかり行って、耕作放棄に歯止めをかけていくことが非常に大事であると考えています。

現地を見ていただいたとおり、まだまだ農地整備を行っただけではなかなか難しい面もあります。実際にはいろいろな法人化の取組みを支えなくてはいけないという面もありますし、あるいは中山間の直接支払い、あるいは農地・水・環境保全向上対策等を組み合わせていく中で、営農が継続されるように我々としても支援していきたいと思っておりますので、再評価に当たりそのような視点でしっかりとご議論いただきたいと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、改めまして委員等の紹介をさせていただきます。

（各委員の紹介）

【事務局】

本日の事務局の出席者を紹介いたします。

（事務局等を順に紹介）

【事務局】

続きまして、規約に基づきまして、委員の中から委員長を選出をお願いしたいと思いますが、互選によりどなたか推薦はありませんか。

【溝口委員】

中嶋先生にお願いしたいと思います。

【事務局】

中嶋委員というご推薦がありました、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、中嶋先生に委員長をお願いしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手数ですが、中嶋委員長にこれからの議事の進行をよろしくお願ひいたします。

【中嶋委員長】

はい、わかりました。

ただいま委員長を仰せつかりました中嶋です。皆様に協力いただきながら第三者委員会の評価を進めたいと思います。

本日は第1回ということで、森林総合研究所の皆様に非常に丁寧な現地視察をセッティングしていただき、ありがとうございます。事業内容が大変よくわかりましたので、この後、意見交換を進め、そして第2回委員会に臨みたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局】

それでは、資料の確認を行います。

初めに再評価(案)と農用地総合整備事業郡山区域基礎資料を用いまして、これから説明をいたします。

まず、再評価の規程に基づきまして今回再評価を始めています。また、今回、こちらの規約に基づき、第三者委員会を設置し再評価に対する意見をいただくことになっております。

今後の進め方について、本日、第1回の第三者委員会を行い、今回いろいろな意見をいただき、農林水産省の方で事業管理委員会を設置しており、そちらでいただいた意見をもとに修正をして、7月中に再評価の案を改めて整理します。既に委員の先生方には連絡していますが、7月23日に第2回目の第三者委員会を開催し、このときに本日いただいたいろいろなご意見等を踏まえて、こういった形で最終的に評価したかということを変更してご説明をさせていただいて、最終的な第三者委員会の意見として、その場で取りまとめいただくことにしています。

進め方について何かご質問等ないでしょうか。

それでは、公表の関係についてお諮りしたいことがあります。

この第三者委員会については、透明性の確保という観点から基本的には公開で実施したいと考えています。最終的には委員の皆様と諮って決めるので、第1回目については特に開催の通知はしておりませんが、第2回の委員会については、特にご異論がなければ事前に委員会の開催についてプレスリリースをして、希望があれば傍聴等も認める形で進めたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。あと、もう1点あります。

本日の議事録と議事概要については、会議の開催後早々に事務局でまとめます。議事概要について時間的な制約もありますので、委員長に一任させていただき、開催後1週間ぐらいを目途に農水省のホームページに公表させていただくことを考えています。その後、詳細な議事録については各委員の皆様のご確認をいただいた後、公表することで進めたいと思っています。

議事概要、議事録を公表することに関して特にご異存等ないでしょうか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございました。それでは、確認の方を終わりましたので、これから議事を進めていただきます。

【中嶋委員長】

それでは、この後、意見交換になりますが、まず、先ほどご紹介いただきました再評価資料の説明を事務局の方からお願いします。

(森林総合研究所から資料により説明)

【中嶋委員長】

それでは、今ご説明いただいた資料と、それから午前中から現場を見せていただきました内容、両方勘案しまして意見交換を進めたいと思います。

ご質問でもご意見でも結構です。どの場所からでもよろしいかと思しますので、ご自由に発言ください。よろしく願いいたします。

【松野委員】

総事業費のところでも説明はあったと思いますが、当初151億円の総事業費が平成20年度には103億3千万円に縮減できたということですがけれども、感覚的な話で、どうやって見直すと50億円も減らせるのか。どこで具体的に減らすことができたのか、簡単にご説明いただければと思います。穿った見方をすれば、要するに最初の予算を立てる時、余りにも甘い予算の立て方をしていたのではないかということです。

【森林総合研究所】

ただいまのご意見について、総事業費が150億円から、見直しに向けて約96億円に約55億円下がっています。55億円の減の大部分は農業用道路が51億円下がったことによります。この内訳ですが、先ほど説明しましたとおり、コスト縮減を図るために縦断勾配等を見直したことにより、工事費で36億円程度縮減しています。そのほかに入札契約関係の改善で4億円程度縮減されており、合わせて約40億円になるわけですが、道路の縦断勾配と平面の線形の微修正が大きいわけです。

道路の設計においては、当初の計画の時点では基本設計で、大まかな概略の設計を行って事業費を詰めています。

【森林総合研究所】

農業用道路の実施設計に当たり、全体実施設計で計画した内容を地元の説明したところ、地元から掘り割りが必要な区間が多数あり、この区間では春の雪解けが遅くなり、通行に支障が生じるので掘り割り区間をできる限り減らし、さらに、その大きさも小さくして欲しい。また、凍結を防止し、雪解けを早めるためにも南側からの陽が当たるような線型にして欲しいとの要請がありました。設計の見直しにはこのような背景がありました。掘り割り区間や日陰となる区間を減らすことを目的として、平面線形の見直しや縦断勾配の見直しを行い、その結果、土工量や法面積とあわせて擁壁工などの構造物の減少も図られ、トータルとしてコスト縮減が可能となったものです。

【事務局】

関連道路は事業費に入らないということですね。

【森林総合研究所】

関連道路は事業費には入っていません。効用の算定も現道利用となっていることから、総費用にも入っていません。

【松野委員】

詳細なご説明で、何となく縦断勾配の微調整ということは、わかったのですが、入札契約の改善等で、4億円減額できたというお話があったのですが、これはどういうふうに変更になったのですか。今までは随意契約だったものを一般競争入札にしたとか、そういうイメージですか。

【森林総合研究所】

入札契約関係について、具体的には一般競争入札とか公募型指名競争入札を行っていただきますので、大型工事などの競争入札、それから透明性の高い公募型の指名競争入札等により競っていただいて、価格が下がり、森林総研、そして旧緑資源機構の時からコスト縮減の一つとして、4億円を計上しております。

【松野委員】

それは予定価格が縮減になったということですか。それとも落札差額で縮減になったということですか。

【森林総合研究所】

結果的には落札の価格によって、下がっています。

【事務局】

予算価格ベースでは減っていません。例えば5億円の工事を出す場合に、5億円はこちらの森林総研が見積もった金額です。そして一般競争入札方式にして、落札率が85%になったので、15%分はコスト縮減が確定したわけです。実際、発注した結果、額が決まったので、その分はコスト縮減額として入れていますという説明です。

【松野委員】

この4億円は、結果の数字であって、当初から予定した数字ではないのですね。

【事務局】

当初から予定した数字ではありません。発注して契約額が決定していますから、その差額をコスト縮減額として、それを含めた計画変更を行いたいということです。

【松野委員】

入札契約方式を改善したと先ほど言われましたが、そういうことではないわけですね。当初から一般競争入札とか指名競争入札を行ったけれども、その結果4億円減らすことができたのですね。

【森林総合研究所】

緑資源機構では、平成18年度までは、一般的に指名競争入札を行ってきましたが、平成19年度より、事業規模にかかわらず、ほとんどの事業について一般競争入札を導入することとなりました。これは緑資源機構独自の方針であり、他の事業主体では、まだここまで行うという状況にはなっておりません。また、総事業費について10%以上の変動が生じた場合には、計画変更の要件に該当することとなるのですが、発注においては予定価格の40%から50%で落札される低入札となる場合もあります。この場合、設計金額と落札金額に大きな差が生じることになり、事業の出来高に変わりもなくとも事業費が大きく変動することとなってしまいます。そこで、入札の結果により生じた差額についてはコスト縮減として、事業費の変動から除いて考えることとした経緯があります。

【松野委員】

従来の方式でいくと、こういう工事の場合は、ひょっとすると90%以上の落札率と見込んでいたものが、競争の結果、80%前後の落札率で落札したから、それだけ縮減できたのですね。

【事務局】

実際に入札方式が一般競争になったため、落札率が下がったのです。

【松野委員】

よくわかりました。

ちなみに、落札している業者は県内の業者ですか。それとも全国ベースの入札ですか。

【森林総合研究所】

発注する工事の事業規模により技術水準が変わってきます。事業規模が大きく、高い技術水準を求められる工事の場合には、全国規模で展開している県外の業者も対象となります。事業規模及び技術水準が中程度の場合には、県内にも十分な技術力を有し、きめ細やかな対応を可能とする地域の実情に精通した業者が多数あることから、県内に拠点をもつ会社という条件を付けて、一般競争入札を行います。

【松野委員】

わかりました。

【中嶋委員長】

今の話で、総事業費の150億円ぐらいが100億円ぐらいになるわけですね。その結果、B/Cが1.29ですが、これだけ総費用が下がってもまだ1.29ということは、便益の方がかなり変更に合わせて下がってしまったのでしょうか。現計画の当初のB/Cというのは幾らだったのでしょうか。

【森林総合研究所】

現計画の投資効率ですが、区画整理、暗渠排水、客土、農業用道路を合わせて1.28です。

【中嶋委員長】

1.28ですか。再評価時点での1.29とほとんど同じということは、便益が3分の2になったのですか。

【森林総合研究所】

そうですね、再評価案の7ページに一覧があります。

【中嶋委員長】

作物生産効果はどれぐらい変わっているのですか。どこが一番下がったのですか。

【事務局】

農産物価格が下がっています。

【中嶋委員長】

ただ、作物生産効果も61百万円と、前もそんなに大きくないと思います。

【森林総合研究所】

効果が大きく占めるのは走行経費節減効果です。

【森林総合研究所】

評価案の7ページにある今の新しい方式の算定表を見ると年総効果額の総括で、営農に係る走行経費節減効果として、道路の効用が3億72百万円。あと一般交通等の経費の削減も2億97百万円と、これらが大半を占めています。コストの方は、今回は関連事業の部分は費用がないのですが、現道利用で効用の方につきましては、走行流通ルートがそれほど大きく変わってないので、詳しくは、今、示されていませんが、効果算定方式の違いも影響している部分はあると思います。

【中嶋委員長】

効果算定方式というのは、投資効率方式から総費用総便益比方式に見直したということですか。ここの場所は新しい方式で算定しているのですね。

【森林総合研究所】

こちらは新しい方式で算定しています。

【事務局】

通達も、昨年度、総費用総便益比方式に見直しました。そのときに計画変更の場合には、新しい方式で算定します。今回、総費用総便益比方式で算出していますので、直に現計画と比較できなくなったということはありません。

【木村委員】

いつもこういう時に必ず費用対効果が出ますが、算定方式が新しいものになった違いは、どのようになっていますか。

【森林総合研究所】

従来の投資効率方式は新規の事業を想定しており、事業の妥当投資額を算定する際は、事業が終わってから効果が発現するものと考えています。今の総費用総便益比方式は、ほとんどの国営事業が更新事業に移り変わってきていることを考慮し、事業の工期内にも効果が発現していることを考えて、その更新事業を主体とした考え方に基づいているのが新しい方式で、新規の事業を想定しているのが投資効率方式です。

【事務局】

補足すると、今までの投資効率方式というのは、総合耐用年数を決めます。例えば道路の土工部分は50年です。舗装は10年です。そういう決まりがありまして、この事業の費用を按分して、平均すると何年くらい耐用するという年数が総合耐用年数です。総合耐用年数においてどれだけの効果が発現するかということを出し、それを妥当投資額にします。つまり効果に見合う金額だけは投資して良いと、妥当投資額を事業費で割って投資効率という費用対効果を算出するわけです。

それが以前の投資効率方式であり、工事期間プラス40年間という計算の方式に変わっています。これは構造物によって耐用年数がそれぞれ違います。しかもそのときに必ず更新をします。例えば舗装道路だったら、舗装を打ちかえます。つまり、工事費用プラス40年間の再整備費用も見込むべきという考え方に変わっています。つまりインフラ投資をした時に、その後の更新費用を適切に事業評価の中に入れるべきだという考え方により、新しい総費用総便益比方式に変わったのです。

この背景は、国営事業のほとんどが今、更新事業です。昔造成した農業水利施設等が古くなったので新しくします。それにあわせて容量も増やします。あるいは機械設備も新しいものに替えて効率の良いものにしますという事業が多くなったものですから、要は評価期間中の更新費用と便益を適切に表現できる評価方式に変えました。

【木村委員】

そうすると、今までの維持管理費用というのはどうなるのですか。

【事務局】

維持管理費用はもともと入っています。農業プロジェクトの場合は、維持管理費用は全部効果に入ります。ですからここの表でいきますと、維持管理節減効果というところでマイナスになっていますね。これは新しく道路ができていますので、その分の維持管理費はマイナスの効果で計上するようになっています。もちろん他の農業水利施設等も扱っていますので、それで効率がよくなって、維持管理費が節減できている部分もありますが、トータルで見た場合に、年効果額としては道路を新しく造ったということがあり、マイナスの効果額が発生するという事です。これは前の投資効率方式でも全く同

じ考え方です。

【中嶋委員長】

ただ、私の知っている内容からすれば、投資効率方式と総費用総便益比方式で大きく差が出てしまう要因は、更新効果の部分だと思えます。この事業区域の場合には更新効果はほとんど関係ないと思えます。

しかもこの作物生産効果、営農経費節減効果の額というのは、投資効率方式の時も多分この程度と私は思います。そうすると50億円ぐらいですか、費用が減った分だけ便益も減っていますが、それが減っているのはやっぱり道路の効果がちょっと小さくなったと考えられます。それは工事期間プラス40年の期間を見て、いつ効果が発生するかということを経査して効果を出していると思えます。例えばそれは関連事業が遅いから全体の効果が発現するのが遅れてしまうとか、この地域全体の農業の生産量が少し減れば扱う荷物の量が減りますので、その分、営農に係る走行経費の節減額が少なくなってしまうのかなということは予想できます。でも、そういうことなのかどうか。

かなり大きく便益が減ってしまうものですから、もちろん総費用総便益比が1.29で、これは十分な数字なので、これについて何か問題があるということを行っているのではなく、見直すことによって一体何が変わったのかということを一応確認させていただきたいと思って質問しています。

【森林総合研究所】

変更の要因の一つとして、家畜排せつ物処理法の施行により、堆肥の物流について見直した点がございます。

【森林総合研究所】

まず耕種作物に関して、先ほどデータ見ていただいたとおり単収等も下がっています。そのほか受益面積に関しても転用等により若干下がっている部分があります。

あと畜産の関係ですが、家畜排せつ物処理法というのが施行されまして、現計画の中では堆肥の処理センターを作る計画でしたが、そういう法律の施行に伴って、かなり個別の畜産農家が堆肥の処理施設を対応しているというところがありました。そういうような物流の流れが堆肥の関係は若干変わっていますので、そういう内容を再度検討した結果、営農走行の経費が下がっています。

【森林総合研究所】

家畜排せつ物について、1箇所集約的に堆肥生産することとしていた計画を、実態に合わせて、個々の農家で堆肥を生産することに見直すことで輸送量が減ったことが、営農経費節減効果が減少した大きな要素です。

【中嶋委員長】

非常に残念です。コストをこれだけ削減したので、もっとB/Cは多くなってもしかるべきではないか。

【森林総合研究所】

堆肥の野積みによる問題を解消するために、個々の畜産農家できちんと堆肥化まで行うこととした法律ですので、経済効果が下がることは残念ですが、仕方がないと思えます。

【中嶋委員長】

わかりました。

【事務局】

一般交通は余り変わっていないですね。

【森林総合研究所】

それは変わっていないと思います。

【森林総合研究所】

一般交通量は、交通量道路センサスのデータと比べていますが、やや下がっている程度で、あまり大きな変化はないようです。

【中嶋委員長】

それでは、ほかの点、いかがでしょうか。

これは技術的な質問ですが、再評価案の資料に言葉として「本区域」という地域を限定する言葉が何度も出てくるのですが、本区域のそれぞれの統計資料というのは、郡山市と三春町の合計ですね。つまりこの事業の対象地域に限定せず、幅広にとっていないか。

【森林総合研究所】

ご指摘のとおりで、郡山市西側の安積等の大規模な水田地域も全部入った郡山市全域、三春町全域ですので、それは当区域の部分を細かく分けた統計資料というものが調べても手に入らなかったの、地域の数値で説明したものであり、社会情勢の変化を説明できるようにはなっていないところがあります。

【中嶋委員長】

それぞれ気になるのですが、例えば農業経営の説明のところで「5.0ヘクタール以上の農家戸数が186戸から228戸に増加し」というのは、これは非常に良い数字ですが、きょうの山間の地域を見た限り、ちょっとこの数字は違和感があります。バラ色の農業がこれからあるような、そんなふうに見えてしまうのは、もし統計上、どうしても把握できないということならば、これをあえて出すのはミスリードしているところがあるのかなという気はします。

それから、これは平成12年、17年の数値を使っているということは、センサスのデータですね。センサスのデータでしたら、少なくとも旧市町村のデータはあるわけですね。さらに集落カードとかを使えば集落ごとに全部チェックはできるので、もしかすると少し区域がずれるのかもしれませんが、受益地域の部分だけに絞り込んだ構造の変化のようなものは統計上、整理できると私は思うので、確認していただけますか。

【森林総合研究所】

はい、わかりました。確かに細かく調べれば、完全に一致しているかは別として調べることができると思いますので、次回までに調べます。

【中嶋委員長】

調べて、5ヘクタール以上が、数字として違うけれども、伸びていけば、それはすばらしいことです。

【森林総合研究所】

やはり区域の実情を示すようなデータがあれば一番です。

【中嶋委員長】

生産額は無理だと思うのです。生産額は市町村ベースでしかわからないので、農家構造に関してはもう少し細かく精査できると思います。

それから、事業概要や地域の説明のところで、後の方の効果発現のところを見ていたときに、葉たばことかそういったものを栽培しているという説明がどこかにあったように思うのですが。

【森林総合研究所】

評価項目のまとめのところでしょうか。

【中嶋委員長】

最後にこれも確認するべきことだと思いますが、そのときに「酪農・葉たばこ等を主体とした複合経営地帯であり」というのが一番初めの行に出てくるのですが、前の事業の概要とか評価項目の社会情勢の変化、農業情勢の変化の中に酪農と葉たばこが、まったく出てきていなかったの、急にまとめのところに出てくるのは若干違和感がありますので、ぜひそういう数字を入れておいていただきたいと思います。

【事務局】

先生が言われているのは、区域で同じ言葉で表現すべきであるが、ちょっと違和感があるという意味ですよね。

【中嶋委員長】

はい。まとめに出てくるならば、前にも出てくるべきだろうと思います。

【森林総合研究所】

そこは、前の書きぶりともまとめのところを一致するように見直します。

【森林総合研究所】

資料では、郡山市と三春町を「本地域」、郡山区域の受益内については「本区域」として表現を書き分けていたところですが、ご指摘を踏まえて、出来る限り本区域のデータでそろえたいと思います。

集落カード等をできるだけ調べて、「本区域」で表現したいと思います。

【事務局】

要はこの農業情勢の変化のところは何も本区域のことを言及せず、まとめだけ記述しているのはおかしいということですね。

【中嶋委員長】

これはこの再評価になっている（案）が取れて、それでホームページ等で公表されるものですね。やはり皆さんが目に見えるものなので、ミスリードしていると思われるような書き方をしていただきたいと思います。

【木村委員】

実際には葉たばこも盛んだというのは私も知っていますが、野菜の方が出荷量、生産量、生産額は多いということでしょうか。

評価項目の農業情勢の変化のところでは葉たばこは出てこないで、むしろ野菜とか米、それから畜産でしたか、それは出てくるのでわかるのですが、評価項目のまとめでは野菜が出てこないで「葉たばこ」といきなり出てきてしまうので、葉たばこがどれぐらいだったかというのを見てしまうので、そこは整合性をとっていただけると良いのではないのでしょうか。

【松野委員】

これだけたばこを吸う人が少なくなってしまうと、葉たばこで営農が成り立つというわけにはいかなくなります。もともとここは葉たばこ生産農家が主体だったのです。そこが地元の方としては苦しいところです。

事業の経緯を見てもみますと、福島県知事から農林水産大臣へ事業実施の申し出があつて、平成13年11月にもう既に、半年ちょっとで緑資源公団へ事業実施方針の指示が

あった。

非常に順調に進んでいるなと思います。そして平成15年に事業認可があって、工事の着手がスムーズに始まっています。福島県知事から農林水産大臣に申し出があって、すぐこのように決まってしまう決定要因は、果たして何かあったのかな。これもちょっと穿った見方をしますが、何でこんなにスムーズに決まったのか。その辺の事情をわかる方、おられますか。

【事務局】

この区域は、農林水産省で調査を実施しています。ですから調査結果を県に送って、県の方で申請を判断することになるので、農林水産省でも計画概要は事前に承知しています。

【松野委員】

これは福島県の事業とタイアップして行うとか、そういう関連性は全くないわけですか。

【事務局】

もともと緑資源機構事業になる可能性をもって、国が調査を行っています。

【松野委員】

ああ、そうですか。だから早いんですね。

【事務局】

その前段階では、市町村なり県なりで本当にその地域で事業が必要かどうかということ調べています。

【事務局】

地元が、国として調査を実施すべきかどうかの判断があり、そこから県知事から調査申請がないと調査ができないのです。

【松野委員】

県民としては、こういう形で順調に実施していただけることは、非常にありがたいことですが、こういう形でスムーズに進んで本当に良いのかなという感じもあるものだから。わかりました。

【中嶋委員長】

今度の計画変更で、暗渠排水は面積が増えますね。

【森林総合研究所】

はい、そうです。地区を新たに取り込むような形で増えています。

【中嶋委員長】

それで、事業の残年数は今年と来年の2ヶ年ですが、農地整備の中の各々の工種の進捗率を考えると、暗渠排水が一番遅れていたと思われる。さらにこれで面積が増えるわけですけれども、年度内にきちっと終わるのかどうか、その辺のご説明をお願いします。

【森林総合研究所】

区画整理等は、色々と工事に時間もかかり、調整も必要ですが、暗渠排水は溝を掘って施工していくので、工事も比較的簡単ですし、今年と来年、完了年度まで面積の割には工事の進捗は早められます。乾田化して下さいという要望が強く出たところを暗渠排

水に取組みますので、現場の事業所の方より可能であると聞いています。

【森林総合研究所】

はい、そうです。区画整理の場合は、いろいろと工事後の手続などがありますけれども、暗渠排水の場合は純粹に工事だけですので、平成21年度までに可能です。

【中嶋委員長】

これは冬に施工するのですか。

【森林総合研究所】

そうです。作付けが終わってからこの区域では実施しています。

【中嶋委員長】

ちなみに何ヶ月ぐらいで完了するのですか。1ヶ月程度で工事が終わるのですか。

【森林総合研究所】

工事自体は、ほ場単位で実施しますので、ほ場単位で見れば、例えばほ場を乾燥させる期間もありますけれども、1ヶ月でも可能です。

【中嶋委員長】

そのようなものですか。

【森林総合研究所】

本区域の暗渠排水には特徴があります。

特にあの地域は、今日のお話でもありましたとおり、湧水、いわゆる差し水、山側から来ている水の処理がかなり多くて、平坦地にある暗渠排水とは若干趣が違ってきます。ほ場の山側から水が出ているところに暗渠を設置することが大きな目的であり、また一番効果的ですので、そのような整備に余り時間がかかりませんし、また班編制を考慮すれば一度に異なるほ場において同時に施工できるので、短期間で施工可能と考えております。

【中嶋委員長】

それで暗渠排水が増える地区は、現計画と見直し案を比較しますとどこでしょうか。

【森林総合研究所】

増える団地は、日和田団地と下枝団地です。

【中嶋委員長】

日和田団地の面積が多いということですか。

【森林総合研究所】

下枝団地は全部追加です。

【中嶋委員長】

先ほどの話では、この暗渠排水について入札も全部終わった、工事費が決まったということですか。

【森林総合研究所】

計画変更後の追加で実施します。

【中嶋委員長】

そうですか。落札して金額が決まったというのはどの部分ですか。

【森林総合研究所】

それは今まで既に済んでいる工事の分です。

【中嶋委員長】

そうですか。わかりました。ありがとうございました。

【岩崎委員】

この区域の変更に関して、暗渠排水の面積が92.9%増という数字に驚いてしまったのですが、当初計画から90%以上増えるということに、数字として何か問題はないのでしょうか。それをきちっと説明するような記述があった方が良いように思いますが、それは必要ないでしょうか。

【森林総合研究所】

農家の方が、周辺で実施された事業の効果を確認した上で、自分のところも整備して欲しいと要望されるのは通常良く見られるケースです。本区域でも、暗渠排水を実施した団地をご覧になり、その効果を認められ、追加の整備要望が上がって参りました。先ほどもありましたように、本区域は山からの湧水で困っている農家の方が多いところですので、急激に面積が増えたということです。事業の効果を理解していただいた結果と考えております。

【事務局】

区画整理が暗渠排水に変わっているところも少しあります。ですから今のご指摘は、もう少し内訳をはっきり判るようにすることだと思いますので、そこはもう少し工夫をします。ですから区画整理から暗渠排水に移った部分もあるし、新規に近隣地区の効果を見て暗渠排水を入れてほしいと言われたところもあるようですので、もう少し判るように書きます。

【木村委員】

ちなみにこの暗渠排水は、どこに流れていくのですか。

【森林総合研究所】

排水路です。

【木村委員】

近くに「さくら湖」があります。要するにダム湖がありますので、そういうところに入っていくのでしょうか。というのは、あそこのダム湖の水質は相当よくないということはおもひます。あそこの農業集落排水、畜産排水、そういうものが原因で非常に水質がよくないということが判っているところだと思いますので、このように暗渠排水ができて、農業をする側にとっては非常にメリットがあって良いことだと思うのですが、環境に配慮するということであれば、その先の浄化が必要だと思いたのですが。

【森林総合研究所】

基本的に排水路の整備は、水を流す機能を高めるために行います。暗渠排水の実施によって流域が変更されない限り、トータルの流量が増えることはありません。今回の事業についても、流域の変更は生じませんので、三春ダムへの負荷が増えるということにはならないと思います。

【木村委員】

それを作ったからといって悪くなったとか、水質が余計に悪くなったとか、そういうことは心配しなくても良いということですね。

【森林総合研究所】

農地に多量の肥料を投入されたりすると問題ですが、暗渠排水を工事したことで、ダム湖への負荷が増大するという事はないと思います。

【森林総合研究所】

水田からの汚濁負荷量がとても多いということですが、ここも堆肥を利用して、なるべく化学肥料に依存しないように、少しでも下げるようにと、減農薬や、有機農業ということを進めつつありますので、それが進むと負荷的には少しずつ減っていく方向で、懸念が少しは下がっていくのかなと思い、ちょっと申し上げます。

【溝口委員】

田んぼに入る前に排水していますから、逆に良くなると思います。差し水が田んぼに入る前にとっていますから。これが田んぼの中に入ってから肥料とかなんか持ってくるのだったら悪くなることもありますけれども、むしろ逆だと思います。

【森林総合研究所】

きれいな水も直接出ていくということですね。

【事務局】

山から入って浸み込んできた水が先に排水路に流れることはあります。

【中嶋委員長】

環境への配慮で、いろいろな小動物等のモニタリングをしていますが、これは工事期間内だけモニタリングして終わりということですか。

【森林総合研究所】

工事後もモニタリングしているものもあります。

(総研河野所長)

今日見ていただいた丹伊田団地も、補完の整備は実施していたという説明がありましたが、本体工事は16年度に終わっています。それ以降もモニタリング調査を行っています。

【溝口委員】

工事後のそのモニタリングにかかる費用はどのようなのですか。

【森林総合研究所】

事業費の中になります。

【溝口委員】

事業を実施しているうちは良いけれども、その後はどのようなのですか。

このモニタリングというのは、あくまでも事業がそういうふうな生物に影響があるかどうかということモニタリングしながら工事を進める、そのためのモニタリングなのですね。

【森林総合研究所】

そうです。

【溝口委員】

その後に影響がないか、この工事をしたことが結果どうなのだということに対するフォローアップは余り意識しなくて良いものですか。

【森林総合研究所】

フォローアップにお金をかけないで、職員が直接、地元の市町村にお願いして調査することは完了した区域で行っています。この区域もその可能性はあります。

【事務局】

実際は市町村の職員がやるといっても限界がありますし、なかなか難しい問題です。

【溝口委員】

そういう意味では、今の流れから言えば、やはり市民なり近くに住んでいる人たちが継続的にできるような仕組みをこの工事期間中にうまく導入して、終わった後はそのグループなりが継続的に自分たちの環境を監視する仕組みに育てることは今だったら可能じゃないですか。

【事務局】

農地・水・環境保全向上対策の活動組織を作っていただければ可能です。

【溝口委員】

そうなのですが、今日現地調査の一つ目のところで、実施しているうちにいろいろ、あれこれとハードルが高くなって、途中で辞めてしまったようなことを言っていましたので、近くの小学校とかいろいろな違った観点からの継続的なモニタリングを行うような仕組みを、この計画変更の段階で盛り込めたら、この事業そのものが今後につながると思います。環境への配慮という点で、もし可能であればですが。

【森林総合研究所】

委員の言われるとおりだと思いますが、環境情報協議会のメンバーには、地元の方も入っています。そういう点で、例えば小学校とか住民の方とかNPOとか、そういう方が参加できるような仕組みによって、なるべく引き継いでいけるような協議会の検討テーマもあると思います。

【森林総合研究所】

他区域の事例ではありますが、サクラソウの移植を行い、そのモニタリングを近隣の小学校や地域の方々と一緒に活動している事例もございます。しかしながら、モニタリングの熟度が相当高いものと見込まれない限り、計画に書き込むのは難しいと思います。

【溝口委員】

是非ともそういうものにうまく誘導するようになったらおもしろいと思います。

【森林総合研究所】

地元の方にも協力いただけるようお願いしているところです。

【木村委員】

それに関連して、環境情報協議会が設置されているようですが、これはいつまでの設置ですか、この工事期間中だけのものですか。

【森林総合研究所】

基本的にはそのとおりです。

【木村委員】

そうですか。そうすると今先生がおっしゃられたような協議会に小学校なり、環境学習の一環として何か入れたいという仕組みを作りたいような話はすぐ実際進めるのは難しいですか。

【森林総合研究所】

そうした期待を込めて取り組んでおりますが、具体化には至っていないところです。

【森林総合研究所】

ちなみに、今日は柳橋団地でいろいろとお話し聞かせていただいた方は、当区域の環境情報協議会の委員として参加していただいています。

【木村委員】

あその地区は非常にまとまりがあるので、そういう期待はできそうかなと思いました。

【事務局】

あとは、中山間の直接支払いも取り組んでおられるので、ある程度経費的にも賄える部分があると思います。

【事務局】

ほかの地区でもいろいろ取り組んでいますが、近くの学校の先生と一緒にいけると費用をあまりかけずに見てもらえるのです。それは事業実施期間中から一緒に取り組むことで、その延長として行っていただくというのが一番良いと思います。

【溝口委員】

ですから、そういうことを私は申し上げているのです。せっかく計画変更をするのであれば、スタートアップ事業みたいな形で、学校の先生なり周りの子供たちも巻き込んで、そういうことを行うことが自分たちの地域を良くしていくためには必要なことだという意識を育てる期間にしてみたらおもしろい。

【松野委員】

先ほど室長から、もともとは農林水産省の方で調査して、福島県知事の方に提案して申し込みがあったというお話あったのですが、農林水産省から「ここが良いのではないか」と打診したのですか。

【事務局】

それはありません。調査の実施に当たって、知事からの調査要望の申請があります。

【松野委員】

最初の調査要望は、知事からのお話があったのですか。地元から知事に上がってということですか。

【事務局】

地元から知事に上がったことによります。

【松野委員】

それで、B/Cの話になってくるとと思いますが、現地調査でバスに乗せていただかずと見てきて、最初の計画を立てられたのがどなたなのかわかりませんが、あの農道を造って、もちろん受益者の、地元の農家の方々が大喜びするのは間違いないけれども、だからといって農業従事者だけが使えば良いという道路ではないと思うのです。

ところがあの道路をちょっと走ってみただけで、1日に何台の車が通るのかな。当初の計画の時にどの程度の車の台数を想定して計画を立てられたかわかるのですか。

【森林総合研究所】

今の現計画ですが、農業交通が1800台、一般交通が1300台、合わせて3100台です。計画交通量と言っておりますが、そういう交通量があるという計画に基づき、幅員6m、2車線の道路を造っています。

【松野委員】

先ほど通ってきた道路、3100台が1日に通るのですか。

【森林総合研究所】

今は交差点の部分が改良されていないので、まだ仕切って止めています。農家の方だけ営農上、通っています。

【松野委員】

いやいや、私の想像力を駆使しても、あれだけの山間地域にある道路を幾ら整備しても3100台も通るとは思えない。

【事務局】

事前に並行する路線の交通データを全部計測して、一般交通、農業交通を想定して台数を算出しています。

【松野委員】

要するに私が申し上げたいのは、その計画を立てる段階でそういった台数の費用対効果を考える場合に一つ一つ想定してみないとわからない部分があることはもちろんですが、やはり、あのような立地、環境、あと都市とどの程度離れているかとか、地理的な条件とか、人的な条件とか、いろいろ考えて立てているのでしょうかけれども、一つ一つのデータが余りにも現実離れしているものをベースに計画を立てているのではないかという危惧をしたものですから、その辺、3100台というのはちょっと多いと思います。

【森林総合研究所】

3100台は、年間のピークの区間の交通量です。

【松野委員】

そういう一つの数字的な前提を立てないと計画というのは先に進まないでしょうから、それはそれで良いと思うけれども、結局、一事が万事になって、計画だけがどんどん先へ進んでしまうような工事が増えていくと困るなということを申し上げたいわけです。

【事務局】

ちなみに、断面交通量で3000台といいますと、一般的な国道で片側1車線道路は大体5000台から1万5000台ぐらいです。ですから12.4キロの区間を少しでも利用するものも含めてピーク時で1日3100台というのはものすごく少ない交通量です。私は国道の計画を役所に入ってからずっと道路局で仕事をしてきましたが、少なくとも直轄国道ではどこにもありません。3100台というのは山の中の少ない交通量のところですよ。ですから確かに3100台と聞くとすごく走っているように聞こえますけれども、瞬間的にぱっと見て、どれぐらい交通が通っているかなと見ている状況でいいますと、3000台というのは、じっと見ていて2、3台通るかなというぐらいのレベルです。

ちなみに、日本道路公団が、片側1車線の高速道路を4車線にすることがありますね。

このときの基準が1日当たり交通量1万4000台です。ですから3000台というのは非常に少ない交通だと思っていただければと思います。

【松野委員】

私、県内くまなく車で走っているのです。県内の国道、県道、市道ありとあらゆる道を全部走破したのです。1日3100台走っているだろうと思われる道というのは、福島県内には国道もしくは県道ぐらいしかないと思います。いわゆる農道というのは、まして12、3キロの距離で計れば、少ないと思います。地元住民が3100人いるのであればそれはわかります。

【事務局】

多分12.4キロで、一部でも利用する台数も含めた断面交通としてはもっと少ないだろうと思います。

【松野委員】

私はちょっと信用できない台数じゃないかと思います。

【中嶋委員長】

今の件で、何か追加でご説明しておくことはありますか。

【事務局】

事務局で資料を再整理します。

【森林総合研究所】

今、詳細の資料は手元がないので、きちんと次回、資料を整えて、断面交通なのか、あるいは少しでも通る全部のトータルの交通量なのか、そこを正確にお答えしたいと思います。

【中嶋委員長】

わかりました。よろしくをお願いします。

ただ、一つだけ、それに関連してご説明いただきたいのは、先ほどスライドで説明するとき、3工区の始点あたりに野菜の集出荷施設を造るというようなイメージをご説明があったように思うのですが。

【森林総合研究所】

はい、施設計画があります。

【中嶋委員長】

今日は現地でそれを見なかったのですが、それはもう既にあるものですか。それともこれから造るものですか。

【森林総合研究所】

今後建設予定です。

【中嶋委員長】

なるほど。そうすると農業交通に関しては、それができないと100%効果は発生しないことになりますね。

【森林総合研究所】

そうです。効用についてはそこも含めて、すべての作物、堆肥、農業用の生産資材の運搬もありますが、それは農業関係で全部使うものの交通量として算定しています。

【中嶋委員長】

ちなみに、その施設はJAの施設ですか。

【森林総合研究所】

JA郡山市の施設ということを知っています。

【中嶋委員長】

いずれにしても、この地域の農業が振興するかどうかということが、逆に道路をよく使うかどうかということにも関わってくるので、今後、農業の振興もあわせて一生懸命取り組んでいただきたいということを、一つ意見として出したいと思います。

それから、私の話ばかりで申しわけないですが、今日見せていただいたそれぞれの団地で、例えば一つ目は、この結果本当に耕作放棄されていたものが生産できるように戻ったとか、それから地域の高齢者の方も農業に参画できるようになっていると、担い手も少しできたというお話でしたね。それから次の神楽を行っておられるところも、やはり地域を発展させる、村おこしをする上でも区画整理の部分も効果があるようですし、それから道路も多分、この後非常に役に立つのではないかと思います。しかし、そのことについての言及はどれもこの再評価書には書く場所がないと思うのです。再評価書にそういう効果のことをどこに書くのかということがちょっとわからなかったのと、それからそれが書くことができるのでしょうか。

費用対効果分析の中には、評価項目上、それは入ってこないのは私も承知しているのですが、道路の役割というのはビジネスに使うだけではない部分もありますので、目配りしていただきたいという気持ちがあります。

【事務局】

費用対効果分析の基礎となる要因の変化に記入するには、ちょっと大き過ぎるかもしれませんが、効果をより評価していただくという意味で入れるとしたらそこかなという感じがします。

【中嶋委員長】

一般交通の中で生活道路上、使用していることは少し含めることができますと思いますが、それだけでなく、村全体の元気が出るようなところに何か言及していただきたいし、そういう使い方をもっともっと事業が終了後、目配りしていただきたいというような気持ちがあります、書く場所ないのですか。

【岩崎委員】

先生の今のご発言と関連して、私も全くそのように思っています。きょう午前中見せていただいた2つの集落では、いわゆる大規模担い手の育成に区画整理事業が非常に大きく貢献したとか、そういった観点とは別の効果が出ているのではないかとということを強く感じました。今、先生も言われましたけれども、耕作放棄地が確実に減っているとか、あるいは大規模担い手ではないけれども、高齢専業の方たちが多く活躍できるようになったとか、あるいは2つ目の集落に行った時、後継者があそこは結構残っているというお話があって、道路があのような形で整備されれば、市街地への通勤にも利用できるだろうし、次の世代の定住にも、もしかしたら効果があるかもしれない。あるいは都市との交流にも当然効果が生まれるだろう。農業生産性の向上の面ばかりでなく、集落の維持・活性化という側面からもこの農用地総合整備事業を評価することができないものかという気がしたのです。ある意味、この事業がなければ限界集落化へと進行しかねない地域が、この事業に取り組んだことにより、集落の維持・活性化が可能になったということもあり得ると思うので、そのあたりが出てくるようなデータを紹介していただくとこの事業の重要性がより伝わってくるという気がしたのです。

【事務局】

なかなか、ここは限界集落だとは言えないです。集落の維持と言われると難しいでしょうけれども、耕作放棄地の拡大が防止できたとか、そういうことは言えると思います。

【木村委員】

こういうときに、費用対効果の最初のところがいつも気になっておりまして、やはり、費用で換算するものしかこの効用には書けないですね。でも、今、先生がおっしゃったようなことというのは、実は持続可能な地域というところで非常に大事なことで、高齢者でも定年になった後で農業をしてみようとか、それからかなり若者が少ないという中で、先ほど2回目の方の集落ではまとまった形で、しかも伝統の神楽とか歌舞伎を通じて都市との交流がありますね。あのようなことがこれからますます重要になっていって、もし道路をつくるのが単に交通量の増大だけではなくて、そういう交流とか農業をしてみようかなという思いを押し上げるようなものに使われるのなら、あのようなところに道路が造られても、予算がそういうところに使われたとしても少し納得できるかなと思います。

ですから、松野委員がおっしゃったように、かなりそういうところに道路を造ってどうなのかなということがやはり一般市民としてはあるのです。でも実際私たちも現地に行ってみて、そういうお話を直に聞くと現実がよくわかって、なるほど良いことなのだとということを実感するのです。でも普通の人は行かないですし、事情がわかりませんので、多分説明してもなかなか理解してもらえない。この費用対効果分析をするときに備考とか補足でも良いので、数字にあらわせないようなことも何か記載できるようなものがあると良いといつも思っていましたので、ぜひこのような分析方法、手法を考えるとときに考慮してもらいたいと、今後の話ですけれども、是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】

なかなか事前評価の段階では、でそれを入れることは難しいですが、今言われたように、既に事業をある程度進めていて発現している効果であれば、言えるのではないかと思いますので、そこは少し工夫をしてみます。

【松野委員】

私も数字的に割り切ったものだけで言おうとしているのではなくて、現地で地元の方に、本当に懇切丁寧なお話をお聞きして、この事業が県民に非常に役に立っていることは、感謝申し上げます。

ただ、やはり地元の方からお話を聞いてみても、ただいま委員の方からお話があったとおり、日本の農業、中山間地の問題は、それに従事している方々の高齢化と後継者をどうするかということに尽きると思うのです。だから道路を整備するとか、ほ場整備をするとか、こういったことはお金がかかってもやらなければならないのだというものが一方当然あって、その受益を受ける人たちもいて、幸せになるのは結構ですが、日本全国全体を見渡してみたときに、何百億円を福島県の片田舎にかけて、その集落が限界にならなくて良かったなという問題ではないのだと思うのです。要するに高齢化をどういうふうにストップさせるか、あと後継者問題をどういうふうに決着つけていくか、それは大塚室長に本気になって考えていただかなければならない問題なのだと思うのです。

ですから現地で話を聞いた方も、私の代では80、90才まで生きていけばやるけれども、息子は帰ってこないから、私一代でもう農家は終わりですとはっきり断言しているわけですよ。だからその後どうするのだと言いたい。せっかく整備していただいた農地、水田、後を引き継いでくれる人がいなければどうにもならないわけですよ。だからそれを考えてくださるのが農林水産省の方々だと思いますので、その辺はひとつ是非本気になって考えていただきたい。

一つ問題なのは、都会でふらふらしている若者を田舎に連れてこられるようなシステムを作り出す。そのためには今の農業の所有権者、農業のおじいちゃん、おばあちゃん、

高齢化しています。農地は持っていても農作業できない。そういった人たちに代わって、体力的には農作業できるという若者をどんどん田舎の農業に従事させられるようなシステムをぜひ考えてもらいたいと思っています。そのためには所有権とはまた違って、農地の使用权を法的に作り出して考えていただくとか、そういった抜本的な政策を特に大塚室長には、この場でお願いしたいと思います。

【事務局】

実態はもうかなり進んできています。首都圏のレベルでもそういう若者の就労についての取組みというのは相当進んできていますし、あと、市町村によっては1年間研修を行って、しかも研修費用も負担して、地元で就労する可能性がある若者を呼んで、就労に実際つながったという事例も相当あります。

ただ、なかなか難しいのは、リース方式ということで、先ほど1.5俵ぐらい額にすると10アール当たり2万円ぐらいが大体相場でしょうけれども、そういう取組みがまだまだ足りないというご指摘は、そのとおりだと思います。

【中嶋委員長】

ここにある問題は地域だけの問題ではなく、日本農業全体の問題で、多分、特に中山間でさまざまな典型的なことが起きているのではないかと思うのですが、それを正すために農業政策のいろいろな意味での改善も必要だと思いますが、事業としては、改善していく一助にはなっているのではないかと私は思います。

【事務局】

関係する我々としても、こういう事業を通じてプッシュしていきたいと思います。

【中嶋委員長】

そこで、明らかになりましたいろいろな矛盾とか問題点というのは、もしよろしければ最後に少しコメントの中にも入れていただければと思っております。ありがとうございました。

予定の時間が来ましたので、大体こちら辺で終了した方がいいと思うのですが、第2回もあります。どうしてもこの場で何か一言ご発言をとということがございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、かなりクリアな議論をされたと思いますので、まとめはいたしません、ここで出た意見を参考にさせていただきながら、第2回に向けて再評価案の部分の文章を少し手直ししていただければと思っています。

それでは、これで一応予定した議事は終わりましたので、事務局にお戻します。よろしくお願ひします。

【事務局】

活発な意見交換、どうもありがとうございました。

最初に申しあげましたが、今回の議事概要の方は委員長に一任いたしまして、中身の確認をしてから、農水省のホームページに公表します。また、後日、議事録につきましては、各委員の先生方にご確認をいただき、農水省のホームページの方に公表しますので、その際には皆様、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

先ほどありました第2回の再評価ですが、7月23日の午後2時から農水省の会議室で開催を予定しておりますので、またそのときにはご足労のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に森林総研の東北北海道整備局長からごあいさつの方をよろしくお願いいたします。

【東北北海道整備局長】

大変時間も押し迫ったところで一言御礼を申し上げさせていただきたいと思います。

本日は本当に限られた時間の中、大変熱心なご討議を賜りまして、まことにありがとうございました。

今日出されましたご意見につきましては真摯に受けとめて、全力を挙げてご意見に対する対応を検討し、またお示しさせていただきたいと思います。

私ども、再評価の結果を踏まえ、計画変更を行い、きちんとした事業を実施完了し、そしてこれは県民の皆さんから申請を受けて行っている事業でございますので、いいものを作っただけだというご評価をいただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導のほどをよろしくお願いいたします。

本日は大変ありがとうございました。

【事務局】

本日はお忙しいところ、どうもありがとうございました。

これで第1回機構営事業等再評価第三者委員会を閉会します。

どうもありがとうございました。

- 了 -

平成20年度 第1回 機構営事業等再評価第三者委員会
「郡山区域」

出席者名簿

平成20年6月13日(金)

氏名	役職	備考
(第三者委員)		
岩崎 由美子	福島大学行政政策学類准教授	
木村 美智子	東北文化学園大学科学技術学部准教授	
中嶋 康博	東京大学大学院農業生命科学研究科准教授	
松野 義廣	(財)福島経済研究所常務理事	
溝口 勝	東京大学大学院情報学環教授	
(事務局)	農林水産省農村振興局	
大塚 俊介	" 企画部事業計画課 事業総合調整室長	
鹿嶋 弘律	" 整備部農地整備課 課長補佐	
湯浅 和広	" 総務課機構調整室 業務第1係長	
(森林総合研究所)		
播磨 宗治	森林農地整備センター 農用地業務部 部長	
本間 光彦	" " 参事	
齋藤 学	" " 計画調整課計画第2係長	
美濃 眞一郎	" 東北北海道整備局 局長	
高橋 浩昭	" " 農用地業務課長	
河野 健二	" " 郡山建設事業所 所長	
瓜田 恵一	" " " 次長	